



報道機関 各位

記者発表資料
令和2年11月25日(水)
問い合わせ先：
医事課
課長：若林 担当：荻原
電話：873-4168

さいたま市立病院が救命救急センターに指定されます

さいたま市立病院は、埼玉県知事より県内9か所目の救命救急センターとして指定を受けることとなりましたので、お知らせいたします。

1 指定日及び開設日

令和2年12月1日(火)

2 救命救急センターの概要

専用病床はICU6床及びHCU14床の計20床。病床の一部は陰圧室(ICU1床、HCU2床)となっています。

3 救命救急センターの役割

救命救急センターとは、脳卒中や多発外傷など二次救急では対応できない複数の診療科の領域に亘る重篤な救急患者に対して、高度な医療技術を提供する三次救急医療機関です。

4 その他(院長のコメント)

今回の救命救急センター指定により、「地域完結型医療の要」としての当院の機能がまた一つ加わることとなりました。

今後も、さいたま市が運営する唯一の市立病院として、市民の皆様の期待に応えられる病院であり続けるよう努力してまいります。

参考

救命救急センター指定の主な要件（「埼玉県救命救急センター指定要綱」より）

- ① 原則として、重症及び複数の診療科領域にわたるすべての重篤な救急患者を24時間体制で受け入れるものとする。
- ② 24時間診療体制を確保するために、必要な職員を配置するものとする。
- ③ 救命救急センターの責任者が直接管理する相当数の専用病床（概ね20床以上）の専用病床を有し、24時間体制で、重症及び複数の診療科領域にわたる全ての重篤な救急患者に対する高度な診療機能を有するものとする